## 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年六月十七日政令第百八十八号)

## (カドミウム等の物質)

- 第二条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。
- ー カドミウム及びその化合物
- ニ シアン化合物
- 三 有機燐化合物(ジエチルパラニトロフエニルチオホスフエイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフエニルチオホスフエイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフエニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)
- 四 鉛及びその化合物
- 五 六価クロム化合物
- 六 砒素及びその化合物
- 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 八 ポリ塩化ビフェニル
- 九 トリクロロエチレン
- 十 テトラクロロエチレン
- 十一 ジクロロメタン
- 十二 四塩化炭素
- 十三 一・二―ジクロロエタン
- 十四 一・一一ジクロロエチレン
- 十五 一・二―ジクロロエチレン
- 十六 ー・ー・ーートリクロロエタン
- 十七 一・一・二―トリクロロエタン
- 十八 一・三―ジクロロプロペン
- 十九 テトラメチルチウラムジスルフイド(別名チウラム)
- 二十 二—クロロ—四·六—ビス(エチルアミノ)—s—トリアジン(別名シマジン)
- 二十一 S—四—クロロベンジル=N·N—ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)
- 二十二 ベンゼン
- 二十三 セレン及びその化合物
- 二十四 ほう素及びその化合物
- 二十五 ふつ素及びその化合物
- 二十六 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- 二十七 塩化ビニルモノマー
- 二十八 一・四―ジオキサン